

ただいま提出いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

議第 140 号から議第 149 号までは、いずれも給与改定に係るものでございまして、去る 10 月 16 日に人事委員会から職員の給与等に関する勧告を受けましたことなどから、これを踏まえ、予算の補正および条例の改正を行おうとするものでございます。

まず、予算の補正に関してでございますが、議第 140 号は一般会計予算について、議第 141 号は特別会計予算について、また、議第 142 号から議第 144 号までは企業会計予算について、それぞれ所要の調整を行おうとするものでございます。

議第 145 号から議第 149 号までは、条例案件でございます。

議第 145 号は、特別職の期末手当の支給割合を改定しようとするものでございます。

議第 146 号および議第 148 号は、職員および公立学校職員の給料月額および勤勉手当の支給割合等を改定しようとするものでございます。

議第 147 号は、民間における退職給付の実情に鑑み、国に準じて退職手当の額を引き下げするため、改正しようとするものでございます。

議第 149 号は、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されたことに伴い、教員特殊業務手当の額の改定を行うため、改正しようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。